

## 意匠の新規性喪失の例外規定の概要・沿革

## 1. 現行法

## ○平成 26 年改正法

- 第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかったものとみなす。
- 2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。
- 3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

## 2. 沿革

## ○昭和 34 年法

- 第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠について、その該当するに至った日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときは、その意匠は、同項第一号又は第二号に該当するに至らなかったものとみなす。
- 2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠について、その該当するに至った日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときも、前項と同様とする。
- 3 意匠登録出願に係る意匠について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その意匠登録出願に係る意匠が同項に規定する意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

○平成 11 年法改正

電気通信回線を通じた発表が適用対象となり、また、公開された意匠と同一でない意匠を出願した場合についても、新規性喪失の例外規定の適用を認めることとした。

○平成 18 年法改正

証明書の提出期間を意匠登録出願の日から 30 日以内とした。

○平成 23 年法改正

意匠登録を受ける権利を有する者による内外国特許庁・国際機関への出願行為に起因して特許公報等に掲載されて新規性を喪失した意匠は、意匠の新規性喪失の例外規定の適用対象とならないことを条文上明確にすることとした。

○平成 26 年法改正

意匠法第 4 条第 4 項を新設し、同条第 3 項に規定する期間について救済規定を整備した。